

令和6(2024)年度
先進的技術・製品開発支援補助金
(2次募集)

事業計画募集案内

栃木県産業労働観光部工業振興課

栃木県では、県内中小企業者等が大学等又は試験研究機関と連携して行う未来3技術を活用した戦略3産業等に係る技術・製品開発等を支援し、県内ものづくり企業の競争力強化を支援し、本県産業の振興を図るため、「先進的技術・製品開発支援補助金」事業を実施します。

つきましては、令和6(2024)年度の事業計画について次のとおり募集しますので、奮って御応募ください。

なお、応募された事業計画は厳正な審査を行い、その結果、採択された事業計画が補助金の交付対象となります。

1 募集期間

令和6(2024)年9月9日(月)～20日(金)※17:00 必着

2 募集する事業計画

補助対象事業	県内に主たる事業所を有する中小企業者等が大学等又は試験研究機関と連携して行う未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)を活用した戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)等に係る技術・製品開発等に関する事業	
補助対象者	資本金の額又は出資の総額が5億円未満の中小企業者等。ただし、みなし大企業は除く。	
補助対象経費	経費区分	内 容
	1 原材料及び副資材の購入に要する経費	製品・技術開発等に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費
	2 機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据え付け、借用又は修繕に要する経費	(1)「機械装置費」とは、次のものをいう。 ア 技術・製品開発等に必要な機械装置(測定、分析、解析、評価等を行う機械装置を含む)又は自社により機械装置を製作する場合の部品又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の購入に要する経費 イ 技術・製品開発等に必要な機械装置又は工具器具(補助対象経費で単価50万円以上のもの)の試作、改良、据え付け、修繕の外注に要する経費 ウ 技術・製品開発等に必要な機械装置、又は工具器具の借用に要する経費 (2)「工具器具費」とは、補助対象経費で単価50万円未満の次のものをいう。 ア 技術・製品開発等に必要な機械装置等の製作をするための工具器具の購入に要する経費 イ 工具器具の試作、改良、据え付け、修繕に要する経費 ウ 工具器具の借用に要する経費 (1)ア及びイの合計額は補助対象経費総額の50%未満)
	3 外注加工に要する経費	技術・製品開発等に必要原材料等の再加工、設計等の外注(2(1)イ及び(2)イを除く。)に要する経費 (「8 実証実験の委託に要する経費」と合わせて補助対象経費総額の50%以内)
	4 技術指導の受け入れに要する経費	技術・製品開発等を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合の技術者等に支払われる経費 (補助対象経費総額の10%以内)

		経費区分	内 容					
補助対象 経費	5	共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費	共同研究開発の実施に必要な補助事業者が負担する共同研究開発者への納付金等の経費で知事が必要と認める経費 (補助対象経費総額の15%以内)					
	6	技術・製品開発等に直接従事する者の人件費	技術・製品開発等に直接従事する者の直接作業時間に対し支払われる経費 直接人件費＝直接作業時間×時間給額 直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。 時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。 「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。 時間給額＝(年間基本給＋年間諸手当)÷年間所定労働時間 ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。))及び賞与とし、時間外手当は除く。 (補助対象経費総額の40%以内)					
	7	知的財産権に係る出願等に要する経費	技術・製品開発等に密接に関連し、技術・製品開発等成果の事業化に当たり必要となる知的財産権(特許権、実用新案権及び意匠権)の取得に要する弁理士の手続き代行費用、外国出願のための翻訳料及びその他関連経費 ただし、日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料、特許料等を除く。					
	8	実証実験の委託に要する経費	技術・製品開発等により開発した技術や製品を、実際の現場や試験機関等で使用し、企業化に向けた課題検証を行う外部委託(謝金等含む)に要する経費 (「3 外注加工に要する経費」と合わせて補助対象経費総額の50%以内)					
	9	1から8までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	上記に掲げる経費以外で、測定、分析、解析、試験、プログラム作成等の委託に要する経費等で、知事が特に必要と認める経費					
補助金額	2,000万円以内(予算の範囲内での交付となります)		補助率	1/2以内		補助期間	令和6(2024)年度内	

3 事業日程(予定)

令和6年9月9日(月)～20日(金)	募集
10月上旬～中旬	審査(書類及びヒアリングによる審査)
10月下旬	採択、説明会、交付申請、交付決定・事業開始
12月	中間検査
令和7年2月中旬	事業終了
2月下旬	実績報告書提出
3月	完了検査、補助金支払
	※補助金の支払は、事業終了後になります。

4 留意事項

- 単なる新規設備の導入等、技術・製品開発要素のない事業計画は、補助事業の対象となりません。
- 1企業1申請です。
- 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費となりません。
- 他の補助事業に申請中の事業計画であっても本補助事業に申請することは可能ですが、一方の補助事業が採択となった場合には、どちらか一方の補助事業について申請を取り下げてくださいこととなります。（同一事業の補助対象経費を他の補助金と重複して補助対象とすることはできません。）
※ ただし、工業振興課が実施する「ものづくり技術強化補助金」との併願は出来ません。
- 補助対象となる物件については、使用目的等の制限があります。
- 採択時には、企業名、代表者名、所在地、技術・製品開発テーマは公表となります。
- 補助金の採択において、予算の都合等により減額となる場合があります。
- 補助事業終了後、企業化状況報告書等により、5年間事業の実施結果等を報告していただきます。

5 提出書類

- (1) 事業計画書 (実施要領様式第1)
 - (2) 補助事業計画書 (交付要領様式第2)
 - (3) 補助事業内容説明書 (交付要領様式第3)
 - (4) 技術指導受入計画書 (交付要領様式第4)
 - (5) 共同研究を証する書類 (共同研究費を計上する場合)
 - (6) 直近の2年間の決算報告書の写し
(損益計算書、貸借対照表、販売費及び一般管理費、製造原価報告書等)
 - (7) 見積書等
- ※ 取得価格が50万円以上の機械等のみ提出してください。

6 書類提出先・問い合わせ先

- 応募にあたっては工業振興課との事前相談が必要となりますので、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- 所定の提出書類を作成の上、工業振興課へメール送付、郵送又は持参してください。提出書類はコピーをとり、控えを1部保管してください。
- 計画書の記載方法やその他ご不明の点は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

栃木県産業労働観光部工業振興課
ものづくり企業支援室
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
(県庁本館 6F 南側)
TEL:028(623)3192/Email:kougyou@pref.tochigi.lg.jp

上記(1)～(4)の様式については、下記のホームページからダウンロードして作成してください。また、記載例もダウンロードできますので、記載例に従って記載してください。

○県ホームページ URL

http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r6_senshinteki_gijutsu_seihin_2zi.html